

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	27
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	27
○道路の供用の開始……………	(道路課)	27
○水防警報河川の指定……………	(河川課)	28
○土砂災害警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	28
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	28
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	28
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(会計事務センター)	29

公 表

○水防法による浸水想定区域の指定……………	(河川課)	29
-----------------------	-------	----

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	29
○特定調達契約に係る入札の公告……………	29

道人事委員会規則

○住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………	31
○特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………	31
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	32
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則……………	32
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………	32

道人事委員会告示

○準特地部局の指定の一部改正……………	33
---------------------	----

道公安委員会規則

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	33
--	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33
------------------------	----

告

示

北海道告示第810号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、雨竜町南竜地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年12月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第811号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更西7線179の1(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第812号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ		
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 旭川芦別線 北海道札幌土木現業所	芦別市常盤町736番38地先から同市常盤町721番19地先まで	平成21.12.18
道道 上厚真苫小牧線 北海道室蘭土木現業所	苫小牧市東開町3丁目20番33地先から同市字沼ノ端134番257地先まで	平成21.12.21

北海道告示第813号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成21年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ				
水系名	河川名	水	防	警 報 区
		左	岸	右
天塩川	剣淵川	上川郡和寒町字三笠442番4地先の和寒橋下流端から同郡剣淵町屯田町585番地先のパンケベオッペ川との合流点まで		上川郡和寒町字三笠334番2地先の和寒橋下流端から同郡剣淵町東町211番地先のパンケベオッペ川との合流点まで

北海道告示第814号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成21年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
港町沢川（Ⅰ－61－0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
稚内市港2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
真言寺川（Ⅰ－61－0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
稚内市中央5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

中央二の沢川（Ⅰ－61－0290）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
稚内市中央4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道稚内土木現業所及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
稚内中央5丁目（Ⅰ－6－10－2345）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
稚内市中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
左真言寺沢川（Ⅰ－61－0260）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
稚内市港3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道稚内土木現業所及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第816号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事

業の事業計画の変更を認可した。 平成21年12月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 帯広市 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・24号公園東通） 3 事 業 施 行 期 間 平成20年4月30日から平成24年3月31日まで 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 平成20年北海道告示第306号の事業地のうち、帯広市稲田町地内において事業地を変更する。 北海道告示第817号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成21年12月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項北見信用金庫の事項中「同 釧路支店」を 「同 釧路支店 同 紋別支店 同 紋別支店渚滑出張所 同 滝上支店 同 興部支店 同 雄武支店 同 西興部支店 同 上渚滑支店 に改め、同項紋別信用金庫の事項を削る。 同 旭川支店 同 名寄支店 同 南が丘支店 同 四条支店 同 北支店 同 高栄支店 同 大通支店 」 公 表 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川天塩川水系剣淵川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び士別出張所に備え置いて閲覧に供する。	平成21年12月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 支 庁 告 示 北海道後志支庁告示第101号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年12月18日 北海道後志支庁長 谷 本 辰 美 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 7台 2 落札を決定した日 平成21年11月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地 4 落札金額 615,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年10月20日付け北海道後志支庁告示第91号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁告示第102号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年12月18日 北海道後志支庁長 谷 本 辰 美 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア デジタル複写機の賃貸借1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定枚数

1 台及び1月当たり18,600枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成22年3月1日から平成27年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年12月18日から平成22年1月15日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成21年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道後志支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域振興部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成22年1月28日 午前11時（送付による場合は、同月27日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 時 間 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借 4台

(2) 予 定 時 期 平成22年1月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志支庁のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札の決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1か月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課

(2) 所在地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電話番号 0136-23-1323

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be produced : copying machine 1 set

B. Bid tendering date and time : 11:00 A.M., January 28, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than January 27, 2010)

C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Shiribeshi

Subprefectural Office, Hokkaido Government, kita 1-jo, higashi 2-chome, Kutchan-cho,

道 人 事 委 員 会 規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1197

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－354）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 職員の扶養親族たる者（道職員給与条例第 9 条第 2 項、学校職員給与条例第 10 条第 2 項及び警察職員給与条例第 11 条第 2 項に規定する扶養親族で、道職員給与条例第 10 条第 1 項、学校職員給与条例第 10 条第 5 項及び警察職員給与条例第 12 条第 1 項の規定による届出がされている者をいう。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第 3 条中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等に」を「等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1198

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 4 号中「道職員給与条例」の次に「の規定」を加え、「。以下「平成 18 年道職員改正条例」という。）附則」を「」附則第 8 項から第 10 項までの規定」に改め、「警察職員給与条例」の次に「の規定」を加え、「。以下「平成 18 年警察職員改正条例」という。）附則」を「」附則第 8 項から第 10 項まで」に、「並びに当該各号に」を「の月額並び

に当該」に改め、同条第 4 項第 1 号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第 4 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における道職員勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は第 8 条第 1 項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第 2 号中「前項各号」を「前項第 1 号から第 3 号まで」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第 4 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに当該」とあるのは「に道職員勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は第 8 条第 1 項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに当該」とする」に改め、同項第 3 号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第 4 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における道職員勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は第 8 条第 1 項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

第 5 条第 3 項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 道職員給与条例第 12 条の 3 第 1 項及び警察職員給与条例第 14 条の 3 第 1 項に規定する異動又は部局の移転の日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年北海道条例第 95 号。以下「平成 21 年道職員改正条例」という。）の施行の日における平成 21 年道職員改正条例第 1 条の規定による改正後の道職員給与条例の規定及び平成 21 年道職員改正条例第 8 条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年北海道条例第 11 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年北海道条例第 99 号。以下「平成 21 年警察職員改正条例」という。）の施行の日における平成 21 年警察職員改正条例第 1 条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成 21 年警察職員改正条例第 3 条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年北海道条例第 52 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに道職員給与条例第 12 条の 3 第 1 項及び警察職員給与条例第 14 条の 3 第 1 項に規定する異動又は部局の移転の日を受けていた」とする。

第 5 条第 3 項第 4 号を削り、同条第 4 項第 1 号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第 2 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに道職員給与条例第 12 条の 3 第 1 項及び警察職員給与条例第 14 条の 3 第 1 項に規定する異動又は部局の移転の日」とあるのは「を道職員給与条例第 12 条の 3 第 1 項及び警察職員給与条例第 14 条の

3 第1項に規定する異動又は部局の移転の日における道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第2号中「前項各号」を「前項第1号」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに道職員給与条例」とあるのは「に道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに道職員給与条例」とする」に改め、同項第3号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日」とあるのは「を道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日における道職員勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1199

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第7クの表2級の欄中	「	34	を	「	33	に改める。	
		35			34		
		36			34		
		37			35		
		37			35		
		38			36		
		38			36		
		39			37		
		39			38		
		40			39		
		」			」		

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1200

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「平成21年12月1日」の次に「（以下「基準日」という。）」を加える。

第4条第1項第1号中「第5号」を「第6号」に改め、「平成21年減額改定対象職員」の次に「（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に平成21年減額改定対象職員となることとなるもの」を加え、同項第2号及び第3号中「第5号」を「第6号」に改め、同項第4号ア中「数を乗じて得た額」の次に「（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項第5号中「（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該額）及び「（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、「当該額に、」を「当該応じた額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、」に改め、「得た額」の次に「（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

第5条第1項中「平成21年減額改定対象職員」の次に「及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年減額改定対象職員となることとなるもの」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則 7－1201 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則 7－1105）の一部を次のように改正する。 附則第3項第1号中「平成21年12月1日」の次に「（以下この項において「基準日」という。）」を加え、同項第2号中「平成21年12月1日」を「基準日」に改め、同項第3号中「場合）」を「場合。以下同じ。）」に、「平成21年12月1日」を「基準日」に改め、「である者」の次に「（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）」を加え、同項第4号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額（平成21年12月1日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を「の額」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則（平成4年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 第7条中「第31条第1項」を「第32条の2第1項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
道 人 事 委 員 会 告 示	道 警 察 本 部 告 示
北海道人事委員会告示第11号 平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。 平成21年12月18日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 イの表札幌方面管内の項中 「古平町大字新地町 余市警察署丸山駐在所」を 削る。	北海道警察本部告示第341号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年12月18日 北海道警察本部長 鎌 田 聡 1 落札に係る物品等の名称及び数量 重要犯罪等捜査支援システム（21－1）の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成21年11月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 三菱電機クレジット株式会社 (2) 住 所 東京都品川区西五反田1丁目3番8号 4 落札金額 1,239,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年9月25日付け北海道警察本部告示第258号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 公 安 委 員 会 規 則	正 誤 ○平成21年3月31日（号外第14号） 北海道条例第52号（北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 5 左 5

誤 中札内村
正 中札内村

北海道条例第53号（北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
6 左 35
誤 中札内村
正 中札内村

正 誤

○平成21年10月30日（第2124号）

北海道石狩支庁告示第35号（特定調達契約に係る落札者等の公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
64 右 26
誤 163,600円
正 171,780円
